

高齢者の福祉支援事業一覧

大館市福祉事務所（長寿課 高齢者福祉係）

住所 大館市字三ノ丸１０３－４（大館市総合福祉センター内）

電話 ０１８６－４３－７０５６

平成２８年度版



➡ 相談やお問い合わせ先（ 総合相談窓口 ）

大館市地域包括支援センター名	担当地区
◎大館市地域包括支援センターかつら （大館市総合福祉センター内） 大館市字三ノ丸１０３－４	大館（一中学区） 下川沿地区
◎大館市地域包括支援センター水交苑 （ケアハウス樹海の里内） 大館市字下綱１２３	大館（東中学区） 長木地区
◎大館市地域包括支援センター神山荘 （特別養護老人ホーム神山荘内） 大館市花岡町字神山６－２	釈迦内、花岡 矢立地区
◎大館市地域包括支援センターおおたき （特別養護老人ホームつくし苑併設） 大館市十二所字大水口４－５	上川沿、真中 二井田、十二所地区
◎大館市地域包括支援センター扇寿苑 （比内福祉保健総合センター〈ハートヒルとっと〉内） 大館市比内町新館字館下７９－１	比内地区全域
◎大館市地域包括支援センター長慶荘 （田代いきいきふれあいセンター〈サンピア〉内） 大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱１６	田代地区全域

介護保険以外の高齢者の福祉支援事業の紹介

※ 利用の申し込みや相談は、長寿課及び各地域包括支援センターで受付けます。

○ 利用可 △ 条件によって利用可（要相談） × 利用不可

	高齢者福祉事業	介護認定の状況				内 容
		未認定	非該当	要支援	要介護	
訪問型事業	生活管理指導員派遣事業	△	○	×	×	日常生活を営むのに何らかの援助を必要としている高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣して、掃除・洗濯・買物等の家事援助や相談・助言を行います。 利用料→派遣費の1割が負担となります。 （参考：1回あたり183円～564円程度）
	軽度生活援助	○	○	○	○	主として一人暮らし、または高齢者のみの世帯で軽度の日常生活上の援助（草取り・通院介助・除雪・ストーブの給油等）を必要としている高齢者が対象となります。 ※ 市民税非課税世帯に限ります。 利用料→給油 1回 50円 除雪 30分 50円 その他 1時間 80円
通所型事業	一次予防事業通所型介護予防事業	○	○	×	×	生活機能に低下がみられる高齢者や閉じこもりがちな高齢者に対し、公民館や温泉等を利用して講話や体操、レクリエーション等を行います。
	生きがい健康づくり支援事業	○	○	○	○	利用料→ 送迎、給食、入浴等のサービスは利用者の実費負担となります。
短期入所	生活管理指導短期宿泊事業	○	○	○	○	家庭環境や生活環境において、短期間の宿泊による一時的な養護等を必要とする高齢者が対象となります。 利用料→380円/日 ～ 1,150円/日 ※ 所定の診断書を提出していただきます。 （自己負担となります）

○ 利用可 △ 条件によって利用可（要相談） × 利用不可

	高齢者福祉事業	介護認定の状況				内 容
		未認定	非該当	要支援	要介護	
在宅福祉事業	高齢者バス券交付事業	○	○	○	○	定期的に医療機関に通院するためバスを利用している高齢者で、医療機関までのバス運賃が片道400円以上かかるかたに対して、年1回5,000円分のバス券を交付します。 ※市民税非課税世帯に限ります。 ※移送サービス（福祉タクシー）利用券の交付を受けているかた及び、身体障害者で既にタクシー券の交付を受けているかたは、対象となりません。
	移送サービス事業	△	×	△	○	満65歳以上で要介護認定の結果、要介護4または5と認定されたかた、または常時車イスを使用しているかたで、一般の交通機関を利用することが困難な場合、福祉タクシー券を月当たり2枚交付します。（ただし、自己負担もあります。） ※市民税非課税世帯に限ります。 ※利用の条件：通院及び福祉の制度の利用・申請等のために、医療機関及び公的機関に出かける場合に利用できます。
	家族介護用品支給事業	×	×	×	○	要介護認定の結果、要介護4または5と認定された満65歳以上のかたを在宅で介護している住民票上、同一の世帯の主な介護者に対し、介護用品の購入時に使用できるクーポン券を、月5,000円分を限度として支給します。 ※市民税非課税世帯に限ります。
	訪問理美容サービス	△	×	×	○	満65歳以上で在宅で寝たきり等のため、理髪店や美容院に出向くことが困難なかたに対し、自宅で理美容サービスが受けられるよう、出張費として訪問理美容サービス利用券を年4枚交付します。 理美容の技術料は実費負担となります。 ※市民税非課税世帯に限ります。
	車イスの短期貸出	○	○	○	○	在宅で生活している高齢者で、車イスを短期間必要としているかたに対して、3ヵ月間以内に限り、車イスを貸し出しします。 利用料→整備料の負担があります。

○ 利用可 △ 条件によって利用可（要相談） × 利用不可

	高齢者福祉事業	介護認定の状況				内 容
		未認定	非該当	要支援	要介護	
在宅福祉事業	【大館地域】 緊急通報装置	○	○	○	○	急病や事故等の緊急時に対応できる連絡体制を整えるものです。 一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、特に健康面で不安のあるかたを対象としています。
	【比内・田代地域】 ふれあい安心電話事業	○	○	○	○	利用料→緊急通報装置（大館地域）月４００円 ふれあい安心電話（比内・田代地域）月３００円 ※緊急通報装置は、市民税非課税世帯に限ります。
	電話加入権の貸与	○	○	○	○	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、低所得のかたを対象としており、電話の権利を無料で貸し出しするものです。 ※月々の利用料金や利用開始・停止の料金は自己負担となります。
	高齢者住宅整備 資金貸付制度	○	○	○	○	６０歳以上の高齢者と同居する親族が所有する住居で、高齢者の専用居室等の増改築または改造することを必要とし、自力で整備を行うことが困難なかたに資金貸付をします。 ※一戸あたり１５０万円が限度額です。
福祉施設への入所	養 護 老 人 ホ ー ム 成章園	○	○	○	△	主に一人暮らしの高齢者で、環境上及び経済上（生活に困窮、生活保護受給世帯等）の理由で、在宅での生活が困難なかたが入所する施設です。
	ケ ア ハ ウ ス ほうおう	○	○	○	△	６０歳以上（ご夫婦の場合はどちらかが６０歳以上）のかたを対象とした入浴、食事の提供など在宅機能と福祉機能を併せもつ施設です。 個室（一人部屋）が３４室、夫婦で入居できる部屋が８室あり、定員は５０名です。 ※一部、介護保険の特定施設入居者生活介護が受けられます。
	生 活 支 援 ハ ウ ス	○	○	△	△	原則的に６０歳以上の一人暮らし、ご夫婦のみの世帯に属するかたで、高齢などのため独立して生活する不安があるかたが入居する施設です。（身体的介護が必要なかたは利用できません）
	こ ぶ し の 家	○	○	△	△	冬期間において、一人暮らしまたはご夫婦のみの世帯に属するかたで、自立はしているものの家庭の事情等により日常生活を営むのに支障があるかたが利用する施設です。 利用期間→１１月～３月 利用料 →飲食物費相当額等の負担があります。